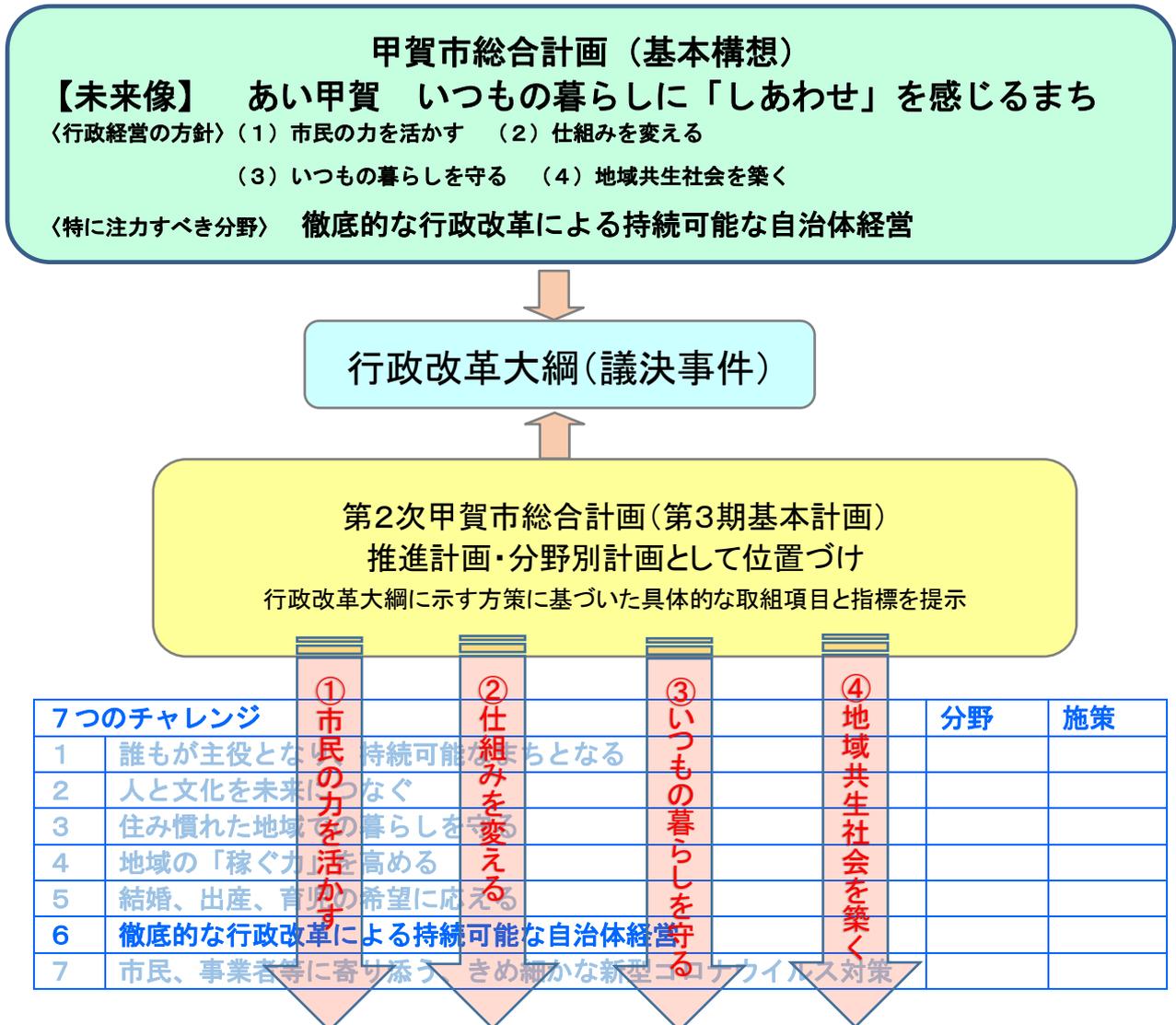


## 第5次甲賀市行政改革大綱策定方針（たたき台）

### 1. 行政改革大綱の位置づけ

本大綱は、「第2次甲賀市総合計画」（平成29年度～令和10年度）を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保するための、行政改革の取組みの方向性と方策を示す基本方針となるものです。



### 2. 計画期間

第5次行政改革大綱の取組み期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

### 3. 策定のポイント

- 第4次行政改革大綱の成果と課題を検証するとともに、アフターコロナや物価高騰等の影響をはじめとした社会状況の変化と本市の行政運営の課題を明らかにします。
- 総合計画第2期基本計画に示す〈行政経営の方針〉を推進する方策を明らかにし、分野横断の視点による取組みを推進します。（公民連携・デジタル化・地域共生社会等）
- 行政経営の方針で「特に注力すべき分野」である「徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営」を牽引するものとして位置づけ、行財政資源である人・モノ・カネの「縮充」

を図ります。

#### 4. 第4次行政改革大綱の基本方針の視点

第4次行政改革大綱の基本方針の視点については、これまでの基本方針と以下の視点を踏まえ、行政改革推進委員会に諮問し有識者のご意見をいただきます。

- 今後の行政改革は、**アフターコロナ**の転換期において人々の価値観が多様化するなか、「新しい豊かさ」を踏まえた新しい日常を目指すという視点。
- デジタル化や自動化など、**新しい価値やサービスが創出**される状況下で、既成概念にとらわれず新たな時代を切り開く視点。
- 市民がまちづくりの主役であることを実感いただき、行政課題をとともに考え行動し、多様な人材がそれぞれの強みを発揮できる「**地域共創**」の視点。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| (第4次) 前基本方針                      | (第5次 諮問案)  |
| I. <b>市民・地域・民間との共創による行政経営</b>    | → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;">.....</span> |
| II. <b>社会情勢の変化に対応できる自立的な行政経営</b> | → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;">.....</span> |
| III. <b>未来を見据えた創造的行政経営</b>       | → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;">.....</span> |

#### 5. 策定体制

行政改革大綱は、これまでの行政改革の取組みを継続すべき項目及び市民、庁内各部局等、議会や行政改革推進委員会等からの新たな項目等の提案を踏まえて策定します。

##### (1) 行政改革推進本部

市長を本部長とした市の行政改革推進の意思決定機関

本部員（各部局等の長）は、所掌事務に関する行政改革の方策や取組項目及び数値目標等を明らかにします。（総合計画基本計画・実施計画との整合）

##### (2) 行政改革推進委員会

市民、大学教授、市民団体、民間事業者、IT関連事業者などで構成する市の附属機関において、行政改革大綱に関する審議・答申等をいただきます。

##### (3) 市民参加

市民意識調査やアンケート結果の反映、行政改革推進委員会の会議等の公開、ホームページを活用した情報提供やパブリック・コメント等を実施します。

##### (4) 議会

議会との対話を重視し、政策形成過程の共有を図ります。（議決事件）

#### 6. 策定スケジュール（案）

- |     |  |
|-----|--|
| 1月  | 第4次大綱の評価・第5次大綱策定方針案作成<br>行革推進本部会議（方針案協議）・議会総務常任委員会 |
| ↓   | 骨子案作成・理事者協議<br>行政改革推進委員会（諮問）                       |
| 4月  | 行革推進本部会議・原案作成（第2次総合計画基本計画との整合）                     |
| ↓   |  |
| 10月 | 行革推進委員会（答申）  |
| 12月 | パブリック・コメントの実施                                      |
| 3月  | 議会提案、議決・策定   |
| 4月  | 実施期間開始   |